

発議案第 8 号

公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の
公費（私学助成）増額を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、公立高校と私立
高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を別
紙のとおり提出する。

平成 26 年 9 月 29 日

提出者	上越市議会議員	近藤彰治
賛成者	同	田中聡
同	同	石田裕一
同	同	櫻庭節子
同	同	小林和孝
同	同	平良木哲也
同	同	大島洋一
同	同	杉田勝典
同	同	永島義雄
同	同	石平春彦

(国関係)

公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と
私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っています。

平成22年4月から公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生からは世帯収入により学費負担が発生することになりましたが、公立高校の学費負担は比較的小さいとされているのが現状です。一方、私立高校では、世帯収入により授業料の一部を補う就学支援金が支給されているものの、学費負担は大多数の保護者にとっては、初年度納入金で全国平均約59万円が残ったままです。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっていますが、私立高校に対する公費は公立の2分の1以下にとどまっています。私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況です。

よって、国会並びに政府におかれては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、就学支援金の増額と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月29日

上 越 市 議 会

(県関係)

公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と
私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書

私立学校は、建学の精神に基づいて教育を進める公の教育機関として認可され、地域の子どもたちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的に重要な役割を担ってきました。

平成22年4月から実施された公立高校の授業料無償化は、平成26年度入学生より世帯収入により学費負担が発生することとなりましたが、公立の学費負担は比較的小さいとされているのが現状です。一方、私立高校では、授業料や施設設備費の一部を補う就学支援金が支給されており、私学の保護者にとっては学費負担は以前より軽減されましたが、初年度納入金で平均47万円の負担が残ったままです。

新潟県においては、毎年学費軽減制度の見直し拡充を図っていただいておりますが、平成26年度入学生からは国の制度の拡充と相まって、年収350万円未満の世帯の授業料無償が実現しました。しかし、公立高校の授業料負担と比較しますと、私学の保護者の学費負担は今日の厳しい経済状況下では依然として重いものになっています。また、県単独の学費助成の額は昨年度に比べて減額されており、昨年度に比べ学費負担がふえた世帯も存在しています。

よって、新潟県におかれては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、学費軽減制度の拡充と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月29日

上 越 市 議 会